

名古屋市と株式会社ファミリーマートとの待機児童対策に関する連携協定

名古屋市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）は、待機児童対策を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力を行うことにより、認可保育所等の整備を推進し、甲が実施する保育所等利用待機児童対策（以下「待機児童対策」という。）に資することを目的とする。

2 待機児童対策とは、以下に定める事業をいう。

（1）通常整備

保育所又は認定こども園を運営する法人が、園舎を自ら整備するもの。

（2）次に定める賃貸物件を活用した保育所等の整備

ア 賃貸物件を活用した保育所本園

イ 賃貸物件を活用した概ね定員20人の保育所又は認定こども園の分園

ウ 賃貸物件を活用した小規模保育事業

（一般的な連携）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、甲が待機児童対策として公募を実施した事業に、合理的な範囲において協力する。

（特別な連携）

第3条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、以下の事項について連携し協力する。

（1）一体型施設の整備

甲及び乙は、地域住民や子育て家庭が交流できるスペースの確保が図られるよう、保育所とコンビニエンスストアとの一体型施設の整備を目指す。

（2）物件情報提供

甲が待機児童対策として行う事業を公募する際（公募期間外も含む。）に、乙は、乙が管理している物件のうち、乙が適当と認める物件の情報を提供する。

（責任）

第4条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により甲又は乙に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成33年（2021年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙から書面による特段の申し出がなければ、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月13日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役 澤田 貴司